

令和 7 年 6 月 23 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和7年6月23日(月) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策観光課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

一同、ご起立を願います。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、議員提出議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての1議案が追加提出されております。

タブレットに掲載してありますので、ご報告致します。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 兼若 幸一 君、9番 小川 保 君を指名致します。

日程第2. 諸般の報告を行います。

まず、委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載されております。

6月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、兼若 幸一 君。

総務教育常任委員会委員長（兼若 幸一）

総務教育常任委員会結果報告について、令和7年6月12日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号 専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）

議案第2号 専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第5号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第6号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について

議案第7号 令和7年度多度津町一般会計補正予算（第1号）

請願第1号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める請願

審議結果。

議案第1号から第7号まで及び請願第1号について

委員、傍聴議員より

- 一つ、特別職の旅費に関する条例で県外出張での宿泊料を13,100円に改正することだが、町長などの特別職の出張状況や件数を教えてもらいたい。
 - 一つ、町長の県外出張の内訳を目的別に教えてもらいたい。町長が東京へ出張する時には国へ予算の陳情などは行なっているのか、また、陳情の成果はあったのか教えてもらいたい。
 - 一つ、旅費に関する条例で県外出張の宿泊料を1,100円増額することだが、根拠を教えてもらいたい。
 - 一つ、旅費に関する条例を改正することだが、議会議員の視察研修は含まれないのか。
 - 一つ、今回の旅費の改正では宿泊料を一時的に1,100円増額するようだが、国家公務員の場合は実費支給で、地域別・職階別・上限設定があるので、今後は国と同様のものを検討するのか。
 - 一つ、核兵器禁止条約の批准を政府に求めるものなので、請願第1号に賛成する。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、令和6年度の県外出張では一般職員を含む町長部局が43泊、教育委員会部局が47泊である。町長は、そのうちの8件になる。
 - 一つ、町長が上京した際には時間を作って国へ陳情を行なっており、陳情の効果はあったと考えている。目的別では、道路協会要望活動や全国町村長大会並びに農林水産事務次官の表敬訪問などがある。
 - 一つ、県外出張での宿泊料を13,100円にしたのは、改正前の国家公務員の旅費の金額や中讃広域圏内の市町の宿泊料の平均値を調べて参考になっている。
 - 一つ、議会議員の旅費に関しては違う条例なので、別に審議することになる。
 - 一つ、将来的に旅費条例を大幅改正する際は、地域別・職階別・上限設定についても慎重に検討したい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第3号については、委員会として原案を承認し、議案第4号から議案第7号については、委員会として原案を可決した。請願第1号については採決の結果、不採択とした。

またその他として、執行部より他3件の報告があった。

以上で報告を終わります。

議長（金井 浩三）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時に、よろしくお願い致します。

最後に町長報告の追加が出ております。

報告はタブレットに掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第3. 議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（金井 浩三）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和7年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和7年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、請願第1号、日本政府に

核兵器禁止条約への参加、署名、批准を求める請願について、次の点で賛成討論を致します。

原水爆禁止2025年世界大会は、被爆者とともに核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のためにをテーマに、この8月3日（日）から8月9日（土）の7日間、広島～長崎で開催をされます。

被爆80年の本大会は、あの原爆投下によるこの世の地獄を経験し、「もう二度と同じ体験を世界の誰にもさせてはならない。」との訴えを世界に発信をします。今、核兵器の非人道性に焦点を当て、国際法として「核使用を許さない」確かな力を発揮しているのが、核兵器禁止条約（T P N W）です。

世界大会は、こうした核兵器禁止条約の先頭に立つ国々の政府代表、国際機関代表、核保有国や「核の傘」の下にある国で、運動に取り組む市民代表や非核の立場に立つ議員など、広範な人々が参加し、核兵器廃絶のための共同を発展させる場となります。とりわけ、来年の第11回核不拡散条約（N P T）再検討会議を前に、核兵器の廃絶と平和を求める全ての国の政府と市民社会が協力し、核保有国に対して核兵器廃絶の実行を求める世論と運動をどう創り出していくのか。その努力と共同行動について協議します。

今、世界では、ロシアのウクライナ侵略やイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区での殺りくも未だ解決せず、核兵器使用の威嚇も続いています。ロシアのプーチン大統領は核使用の威嚇を繰り返すだけでなく、同盟国であるベラルーシに戦術核兵器を配備し、実践使用のための演習を行っております。ガザの紛争でもアメリカの国会議員が「ガザに広島、長崎のような爆弾を投下すべきだ。」と発言しました。

また、イスラエル政府は、この6月13日、イランの核関連施設を含む複数拠点に対する軍事攻撃を実施致しました。イスラエルがイランを攻撃するのは、昨年10月以来で、トランプ政権発足後初めてでございます。革命防衛隊、総司令官及び複数の核科学者が殺害されて核施設攻撃による放射能汚染の懸念が報じられていることも重大であります。ネタニヤフ首相はイランの核開発を攻撃の理由として挙げておりますが、この問題は国際原子力機関（I A E A）を含む枠組みのもとで協議が続けられている最中であり、自らの無法行為を正当化出来るものではなく、中東地域における緊張の激化と軍事衝突の連鎖が強く懸念され、イスラエルによる国連憲章と国際法を無視した蛮行を止めるために、国際社会が必要な制裁措置を含む一致した行動をとることが、今、強く求められております。

これらの状況から、現状は「核戦争の瀬戸際」と呼ばれているほど危険です。N P T再検討会議や締約国会議の中でも「日本は被爆を経験したのに、なぜ核兵器禁止条約に参加しないのか。」また、「日本はどうしてアメリカの方ばかり向いているのか。」また、「何とか日本政府の条約参加を」の声が出ており、日本政府の禁止条約への参加が、今、国際的にも強く求められております。日本政府は「核兵器の

ない世界」は共通の目標と言いながら、核兵器禁止条約に背を向けております。締約国会議にオブザーバー参加さえしておりません。手続を終えていない各国に禁止条約への早期署名、批准を求める国連の「核兵器禁止条約」促進決議に日本は一貫して反対票を投じております。

この決議に反対しているのは、核保有国、NATO加盟国、アジアでは韓国、日本のみです。広島、長崎、3.1・ビキニデーの被爆の悲惨な経験を見れば、核兵器の使用が何をもたらすか。核兵器で日本国民の平和と安全が守れないことは明らかであります。

被爆80年の今年、「非核日本キャンペーン」の飛躍で、「核兵器禁止条約に参加する日本」を国民の選択にし、日本から香川から、この多度津から変化を起こしていこうではありませんか。

従って、請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加、署名、批准を求める請願については、賛成を致します。以上。

議長（金井 浩三）

それでは、次に原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

7番、中野 一郎でございます。

請願に反対の立場で、討論致します。

日本は今現在、アメリカと日米安全保障条約を結んでいます。よって、アメリカにより守られていると言ってもいいと思います。

その同盟国であるアメリカは、実質、核を保有している訳なんですけれども、この条約に参加することによって、日米関係に亀裂を生じる恐れがあるので、この請願には反対致します。

議長（金井 浩三）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子でございます。

私は、日本政府に核兵器禁止条約への参加、署名、批准を求める請願につきまして、賛成の立場であります。

1976年に批准した核兵器拡散条約には、核兵器の全面的かつ完全な軍縮が謳われて

います。核兵器廃絶と同等な意味を示します。その実効性を高めるために核兵器禁止条約が採択され、多くの国が核廃絶に向けて、明確な決意を表明しています。

しかし、我が国は、広島、長崎の被爆国であり、多くの尊い命を一瞬のうちに奪い、まさにこの世の地獄と言えます。二度とあってはなりません。繰り返してはならない。そのためにも日本が唯一の戦争被爆国として核廃絶の先頭に立ち、核兵器禁止条約に調印、批准することを願います。

未来ある子どもたちのためにも、そして、全世界の平和のためにも、13番、渡邊美喜子は、この請願に賛成であります。以上です。

議長（金井 浩三）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、請願第1号についてを採決致します。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

請願第1号を採択することに、賛成の方は起立をお願い致します。

起立少数

議長（金井 浩三）

起立少数です。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定致します。

日程第11. 議員提出議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

案文は、タブレットに掲載しているとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議員提出議案第1号についてを採決致します。

議員提出議案第1号は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第12. 閉会中の継続審査についてを議題と致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続審査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定致します。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和7年第2回定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

閉会 午前9時29分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 7 年 6 月 23 日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記